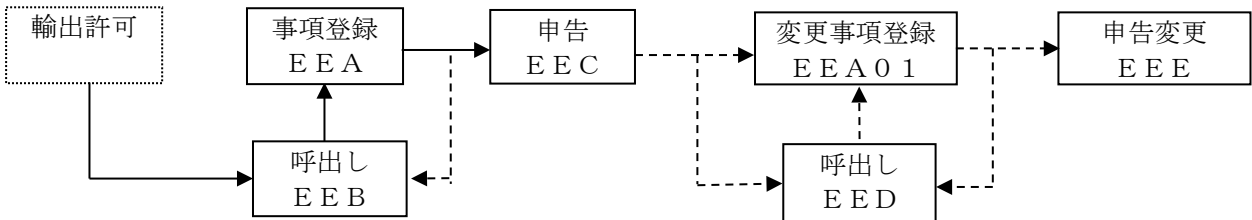


第 18 節 輸出取止め再輸入申告及び特例輸出貨物の輸出許可取消申請手続

関税法基本通達 67-1-15 (2) 又は関税法第 67 条の 4 (輸出の許可の取消し) の各項に規定する、輸出取止めになった貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前に実施する輸入又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請 (以下この節において「輸出取止め再輸入申告等」という。) をシステムを使用して行う場合は、この節の定めるところによる。

【輸出取止め再輸入申告等の流れ】



1 輸出取止め再輸入申告等事項の登録

(1) 輸出取止め再輸入申告等事項の登録

輸出許可を受けた者又はその代理人である通関業者 (以下この節において「通関業者等」という。) は、輸出取止め再輸入申告等事項を登録する際、輸出取止め再輸入申告においてはあらかじめ輸出取止め再輸入申告を行う税関の了承を得た上で、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し」業務 (業務コード: EEB) を利用して、「申告・申請番号」(「申告・申請番号*」欄) に取止め再輸入を行いたい貨物又は輸出を取消したい特例輸出貨物に係る輸出許可番号を入力し送信することにより、輸出許可を受けた内容が「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報 (大額)」(出力情報コード: SAE5281 (海上) 又はAAE5281 (航空))、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報 (少額)」(出力情報コード: SAE5291 (海上) 又はAAE5291 (航空)) 又は「輸出取止め再輸入申告事項登録情報 (輸出マニフェスト通関申告)」(出力情報コード: AAE5300) として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、次の事項を入力し送信する。

なお、通関業者等は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録しておくことにより、輸出取止め再輸入申告等事項登録を依頼することができる。

登録した輸出取止め再輸入申告等事項については、後記 3 (輸出取止め再輸入申告等) を実施するまでの間、後記 2 (輸出取止め再輸入申告等事項の訂正) により任意に訂正することができる。

◎ 特記事項

海上貨物の輸出取止め再輸入申告においては出港予定年月日を過ぎることにより、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務 (業務コード: EEA) 等、輸出取止め申告の関連業務が実施できなくなることから留意すること。

[1] あて先官署コード (「あて先官署」欄)

イ 「通関予定等蔵置場」欄への入力内容に基づき、輸出取止め再輸入申告の場合は

当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード、特例輸出貨物の輸出許可取消申請の場合は当初許可を実施した税関官署コードがシステムにより自動的に出力される。

ロ 入力者の利用者コードについて、輸入申告等先の税関官署コードがシステムに登録されている場合は登録されている税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）が、蔵置場を管轄する税関官署に優先してシステムにより自動的に出力される。

ハ 税関の指示により、自動的に出力された税関官署以外の税関官署に輸出取止め再輸入申告する場合は、当該税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

ニ 輸出申告が自由化申告又は航空貨物に係る申告であって、輸出許可税関官署（輸出許可内容変更承認を受けている場合は当該承認税関官署）に輸出取止め再輸入申告する場合は当該官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[2] あて先部門コード（「あて先部門」欄）

輸出許可時の代表輸出統計品目番号に基づき、システムにより自動的に出力される。ただし、税関の指示により当該部門以外の部門に輸出取止め再輸入申告する場合は、部門コードを入力する。

[3] 通関予定蔵置場コード（「通関予定等蔵置場」欄）

貨物が蔵置されている又は蔵置予定の保税地域又は他所蔵置場所の保税地域コードを入力する。

分散蔵置の場合は、代表とする蔵置場の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力し、それ以外の蔵置場の保税地域コードを「申告・申請の理由＊」欄に入力する。

また、空白で送信した場合は、貨物情報に登録された代表搬入予定先の保税地域コードがシステムにより自動的に出力される。

[4] 申告・申請番号（「申告・申請番号＊」欄）

輸出取止め再輸入申告等事項の登録の場合は輸出許可番号が出力され、輸出取止め再輸入申告等事項の訂正の場合は、輸出取止め再輸入申告番号又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が出力される。入力（変更）不可。

[5] 輸出取止め再輸入・特例輸出貨物の輸出許可取消の理由（「申告・申請の理由＊」欄）

輸出取止め再輸入申告等の理由を必須入力する。ただし、輸出取止め再輸入申告等の理由が全角 200 字（半角 400 字）を超える場合、又は別途輸出取止め再輸入申告等理由の関係書類を提出したい場合は、その旨を入力し、後記 3 (3) (輸出取止め再輸入申告に係る関係書類等の提出)により、理由書を別途提出する。

(2) 出力情報

前記(1) (輸出取止め再輸入申告等事項の登録)により、輸出取止め再輸入申告等事項が登録された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請入力控	SAE5251 (海上) AAE5251 (航空)	大額の輸出許可に係る輸出取止め再輸入申告等の場合。

情報（大額）		
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請入力控情報（少額）	SAE5261（海上） AAE5261（航空）	少額の輸出許可に係る輸出取止め再輸入申告等の場合。
輸出取止め再輸入申告入力控情報（輸出マニフェスト通関申告）	AAE5270	輸出マニフェスト通関申告の許可に係る輸出取止め再輸入申告の場合。

2 輸出取止め再輸入申告等事項の訂正

(1) 輸出取止め再輸入申告等事項の訂正

前記1(1)（輸出取止め再輸入申告等事項の登録）により、システムに登録した輸出取止め再輸入申告等事項を「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務（業務コード：EEC）による輸出取止め再輸入申告等前に訂正する場合は、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し」業務（業務コード：EEB）を利用して、「申告・申請番号」（「申告・申請番号＊」欄）に、当初の「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務（業務コード：EEA）により払い出された輸出取止め再輸入申告番号又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号を入力し送信することにより、システムに登録されている輸出取止め再輸入申告等事項の内容が「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE5281（海上）又はAAE5281（航空））、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE5291（海上）又はAAE5291（航空））又は「輸出取止め再輸入申告事項登録情報（輸出マニフェスト通関申告）」（出力情報コード：AAE5300）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（輸出取止め再輸入申告等事項の訂正）により、輸出取止め再輸入申告等事項が訂正された場合は、通関業者等に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

3 輸出取止め再輸入申告等

(1) 輸出取止め再輸入申告等の登録

前記1（輸出取止め再輸入申告等事項の登録）（前記2（輸出取止め再輸入申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記1(2)（出力情報）で配信された情報の内容を確認の上、次により輸出取止め再輸入申告等をシステムに登録する。

輸出取止め再輸入申告の登録は審査を行った通関士が行うが、この章第20節（通関士審査結果の登録）により、事前に通関士の審査を受けた場合であれば、通関士以外の者であっても輸出取止め再輸入申告を登録することができる。

また、輸出取止め再輸入申告等を申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。なお、届出については、この章第1節（時間外執務要請届）を参照すること（以下この節において同じ。）。

イ 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務（業務コード：E E C）を利用する方法

「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務（業務コード：E E C）を利用して、「輸出取止め再輸入申告番号・特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号」（「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号＊」欄）に輸出取止め再輸入申告番号又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号を入力し送信する。

ロ 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務（業務コード：E E A）の応答画面を利用する方法

前記1（輸出取止め再輸入申告等事項の登録）（前記2（輸出取止め再輸入申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により輸出取止め再輸入申告等事項を登録した場合は、前記1（2）（出力情報）で配信された情報が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、再度送信する。

(2) 輸出取止め再輸入申告等の受理及び通知

前記(1)（輸出取止め再輸入申告等の登録）により輸出取止め再輸入申告等が受理された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出取止め再輸入申告控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請控情報（大額）	S A E 5 3 1 1（海上） A A E 5 3 1 1（航空）	大額の輸出許可に係る輸出取止め再輸入申告等の場合。
輸出取止め再輸入申告控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請控情報（少額）	S A E 5 3 2 1（海上） A A E 5 3 2 1（航空）	少額の輸出許可に係る輸出取止め再輸入申告等の場合。
輸出取止め再輸入申告控情報（輸出マニフェスト通関申告）	A A E 5 3 3 0	輸出マニフェスト通関申告の許可に係る輸出取止め再輸入申告の場合。

(3) 輸出取止め再輸入申告に係る関係書類等の提出

前記(2)（輸出取止め再輸入申告等の受理及び通知）により輸出取止め再輸入申告が受理された場合は、次により関係書類等を提出する。

イ 提出期限

輸出取止め再輸入申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ただし海上貨物における輸出取止め再輸入申告の場合は上記の提出期限又は輸出申告に係る出港予定年月日のいずれか早いときまでに提出すること。

ロ 提出書類

輸出取止め再輸入申告の理由を記載した書面を提出する場合に、当該書面に申告番号、申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記し提出する。

なお、関税法基本通達67-1-15（2）イに規定する輸出許可書の提出は要さない。

ハ 提出先

輸出取止め再輸入申告を行った税関官署（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ（提出書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記第 16 節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。

4 輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録

前記 3（輸出取止め再輸入申告等）による輸出取止め再輸入申告等後、当該申告・申請に係る許可・輸出許可取消までの間に、当該申告・申請内容に誤りがあるため訂正する場合は、あらかじめ輸出取止め再輸入申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得た上で、後記(1)（輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録）により行う。

◎ 特記事項

- ① 「あて先官署」及び「通関予定等蔵置場」については、変更することができないことから、誤って入力した場合は後記 8（輸出取止め再輸入申告等の撤回）により、輸出取止め再輸入申告等の撤回を行う。
- ② 輸出取止め再輸入申告等の変更登録は、輸出申告の変更、輸出許可内容の変更及び当初の輸出取止め再輸入申告等と合わせて、最大 9 回までシステムを使用して行うことができる。なお、9 回を超える変更はできないことから、後記 8（輸出取止め再輸入申告等の撤回）により、輸出取止め再輸入申告等の撤回を行う。

(1) 輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録

「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項呼出し」業務（業務コード：EED）を利用して、「輸出取止め再輸入申告番号・特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号」（「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号*」欄）に輸出取止め再輸入申告番号又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号を入力し送信することにより、当初の輸出取止め再輸入申告等に係る申告・申請内容が「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE5371（海上）又はAAE5371（航空）、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE5381（海上）又はAAE5381（航空））又は「輸出取止め再輸入申告変更事項登録情報（輸出マニフェスト通関申告）」（出力情報コード：AAE5390）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認して、変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録）により、輸出取止め再輸入申告等事項を変更した場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更入力控情報（大額）	SAE5341（海上） AAE5341（航空）	大額の輸出許可に係る輸出取止め再輸入申告等の場合。
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更入力控情報（少額）	SAE5351（海上） AAE5351（航空）	少額の輸出許可に係る輸出取止め再輸入申告等の場合。

輸出取止め再輸入申告変更入力控 情報（輸出マニフェスト通関申告）	AAE5360	輸出マニフェスト通関申告の許 可に係る輸出取止め再輸入申告 の場合。
-------------------------------------	---------	--

5 輸出取止め再輸入申告等変更事項の訂正

前記4（輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録）によりシステムに登録した輸出取止め再輸入申告等の変更内容を「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更」業務（業務コード：EEE）による輸出取止め再輸入申告等変更前に訂正する場合は、前記4（輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録）に準じて行う。

6 輸出取止め再輸入申告等変更

(1) 輸出取止め再輸入申告等変更

前記4（輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録）（前記5（輸出取止め再輸入申告等変更事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により出力された応答画面の内容又は前記4(2)（出力情報）で配信された内容を確認して、次の方法により輸出取止め再輸入申告等を変更する。

輸出取止め再輸入申告変更の登録は審査を行った通関士が行うが、この章第20節（通関士審査結果の登録）により、事前に通関士の審査を受けた場合であれば、通関士以外の者であっても輸出取止め再輸入申告変更を登録することができる。

また、輸出取止め再輸入申告等変更を申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

イ 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更」業務（業務コード：EEE）を利用する方法

「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更」業務（業務コード：EEE）を利用して、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号」（「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号*」欄）に、当初の輸出取止め再輸入申告番号又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号に枝番が付された輸出取止め再輸入申告番号又は特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号を入力し送信する。

ロ 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録」業務（業務コード：EEA01）の応答画面を利用する方法

前記4（輸出取止め再輸入申告等事項の変更登録）（前記5（輸出取止め再輸入申告等変更事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により輸出取止め再輸入申告等変更事項を登録した場合は、前記4(2)（出力情報）で配信された情報が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認し、再度送信する。

(2) 輸出取止め再輸入申告等変更の受理及び通知

前記(1)（輸出取止め再輸入申告等変更）により、輸出取止め再輸入申告等変更が受理された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出取止め再輸入申告変更 控・特例輸出貨物の輸出許可	SAE5401（海上） AAE5401（航空）	大額の輸出許可に係る輸出取止 め再輸入申告等の場合。

出力情報	出力情報コード	出力条件
取消申請変更控情報（大額）		
輸出取止め再輸入申告変更 控・特例輸出貨物の輸出許 可取消申請変更控情報（少 額）	SAE5411（海上） AAE5411（航空）	少額の輸出許可に係る輸出取止 め再輸入申告等の場合。
輸出取止め再輸入申告変更 控情報（輸出マニフェスト通 関申告）	AAE5420	輸出マニフェスト通関申告の許 可に係る輸出取止め再輸入申告 の場合。

(3) 輸出取止め再輸入申告変更に係る関係書類等の提出

前記(2)（輸出取止め再輸入申告等変更の受理及び通知）により輸出取止め再輸入申告変更が受理された場合であって、輸出取止め再輸入申告内容の変更に係る関係書類を書面で提出する場合には当該関係書類に申告番号、申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、輸出取止め再輸入申告を行った税関（通関担当部門）に提出する。

ただし、変更に係る関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記3(3)ニ（電子ファイルによる提出）に準じて行うこととする。

7 輸出取止め再輸入許可及び特例輸出貨物の輸出許可取消の通知

輸出取止め再輸入申告等について、許可及び輸出許可取消がされた場合は関係者に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出取止め再輸入許 可通知・特例輸出貨 物の輸出許可取消通 知情報（大額）	SAE5431（海上） AAE5431（航空）	大額の輸出許可に係 る輸出取止め再輸入 申告等の場合。	通関業者等 （注1） 輸出者（注2） 輸出許可税関官 署
輸出取止め再輸入許 可通知・特例輸出貨 物の輸出許可取消通 知情報（少額）	SAE5441（海上） AAE5441（航空）	少額の輸出許可に係 る輸出取止め再輸入 申告等の場合。	
輸出取止め再輸入許 可通知情報（輸出マ ニフェスト通関申 告）	AAE5450	輸出マニフェスト通 関申告の許可に係る 輸出取止め再輸入申 告の場合	
輸出取止め貨物情 報・特例輸出貨物の 輸出許可取消貨物情 報	SAE5461（海上） AAE5461（航空）		通関蔵置場 （注2）（注3） （注4）（注5）

（注1）税関に配信する旨が登録された場合は、税関に配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注3) システム参加蔵置場である場合に限る。

(注4) 分散蔵置されている場合は、全ての通関蔵置場に配信される。

(注5) 特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告に対する輸出許可取消の場合は、貨物の搬入（予定）蔵置場又は「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務（業務コード：E E A）を利用して「通関予定蔵置場コード」（「通関予定等蔵置場」欄）に入力された通関予定等蔵置場に配信される。

8 輸出取止め再輸入申告等の撤回

(1) 輸出取止め再輸入申告等の撤回手続

システムを使用した輸出取止め再輸入申告等について、輸出取止め再輸入申告等を撤回する場合は税関（通関担当部門）にその旨を申し出る。

(2) 輸出取止め再輸入申告等の撤回情報の登録

前記(1)（輸出取止め再輸入申告等の撤回手続）により撤回が認められた場合は、税関（通関担当部門）によりその旨がシステムに登録される。これにより輸出取止め再輸入申告等が撤回となることから、輸出許可貨物に係る後続業務が可能となる。

なお、当該登録を受けた貨物について、改めてシステムによる輸出取止め再輸入申告等を実施することはできないことから留意すること。